という。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第二号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「国家公務員共済組合連合会」と、「戸籍の抄本」とあるのは「戸籍の抄本若しくは謄本」とするほか、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［項を削る。］	
［略］	［略］
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［略］	［略］
第六十条の二第一項第三号	［略］
［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］
［項を削る。］	
［略］	［略］
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	

第六十条第一項第一号の二	第一条各号
［同上］	［同上］
第六十条第三項第一号	抄本
第六十条第三項第一号の二	第一条各号
［同上］	［同上］
第六十条の二第二項第三号	［同上］
［同上］	［同上］
第六十一条第一項第一号	及び住所
［同上］	［同上］
第六十一条第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号	抄本
［同上］	［同上］
第六十二条第一項第一号	及び住所
第六十二条第二項第二号	抄本
第六十二条の二第一項第一号	及び住所

第一条第一項各号	
［同上］	［同上］
抄本若しくは謄本	
第一条第一項各号	
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
、住所及び氏名	
［同上］	［同上］
抄本若しくは謄本	
［同上］	［同上］
、住所及び氏名	
抄本若しくは謄本	
、住所及び氏名	